

令和4年度 第3回 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 議事録

- 開催日時: 令和4年1月26日(木) 13:30～16:10
- 開催場所: 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- 出席者:
  - (委員) 仙台市立富沢小学校 校長 伊藤恵子,  
東北工業大学地域連携センター 主任 菅原玲,  
東北学院大学 教授 永田英明(委員長),  
矢来町町内会 会長 松公男,  
国立歴史民俗博物館 教授 三上喜孝,  
山形県立米沢女子短期大学 教授 吉田歆 ※Web参加,  
秋田大学 名誉教授 渡部育子(副委員長)  
※敬称略・五十音順
  - (県文化財課) 技師 齋藤和機
  - (事務局) 課長 都丸晃彦, 主査(調整担当) 長島栄一,  
整備活用係長 工藤慶次郎, 主事 五十嵐愛, 妹尾一樹
  - (報道機関) 0名
  - (傍聴人) 0名

○ 議事の概要

- 1 開会
- 2 主席者の紹介
- 3 本日の日程確認
- 4 議事
  - (1) 協議事項  
「史跡郡山官衙遺跡群保存活用計画」について③
  - (2) 報告事項  
令和4年度範囲確認調査の結果概要及び令和5年度の調査予定について
    - ・郡山遺跡
    - ・陸奥国分寺跡
  - (3) その他
- 5 閉会

○委員会記録

**永田委員長** 皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、また吉田さんは遠方から参加していただきましてありがとうございます。

文化財課の職員の方々もいつもありがとうございます。

今日も前回同様、郡山官衙遺跡群の保存活用計画の検討が一つメインになるかと思えます。

これまで2回ですかね、詳しく先生方に議論いただいて、これからそれをまた今回と、それから来年度の初めぐらいを目途に、一つの形にまとめようというスケジュールだと伺っておりますので、今回また忌憚のないご意見を出していただいて、まだまだブラッシュアップしていく機会かと思えますので、どうぞよろしくお願いい

たします。

事務局

ありがとうございました。それでは議事に移ります。要項の定めによりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、ここからは永田委員長に議事を進めていただきます。では永田委員長よろしくお願いたします。

永田委員長

はい。それでは議事の方に入らせていただきたいと思います。  
まず最初に議事録署名人の指名ということで、今回の議事録署名人を指名いたします。私の他にですね、伊藤委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、皆様それでよろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

永田委員長

それでは議事の内容の方に続けて入って参りたいと思います。  
今日は二つ議事があるかと思いますがまず、1番目の協議事項、史跡郡山遺跡官衙郡保存活用計画の修正案ということで、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局

まず初めに、前回、第2回委員会の後にご指摘等を受けまして、(それを)反映して修正した箇所についてご説明いたします。

まず、こちらの素案の6ページ、目次と、今回机前にお配りしましたA4の資料をご覧下さい。A4の資料につきましては今年度の埋蔵文化財担当者会議という会議で文化庁から示された計画についての策定例になっております。

こちらの策定例で示された構成と、以前からたびたびお配りしております、こちらの(素案に)もともとあった標準ですと、少しその構成が違っておりまして、もとの構成にはなかった、この史跡周辺の概要という章が、こちらの新しい例では増えていたりですとか、少し違った点がございます。

こちらの(文化庁の策定)例につきましては、これに従うべきなのか文化庁に確認したところ、これはあくまでも例なので、もともとあったこちら(素案)の標準に沿ってその計画を作って進めているのであればこの構成のまま進めてよいということを確認しております。ですので、基本的にはもとの標準に沿ったうえで、もう少し新しい例(文化庁の策定例)の方が流れとしてわかりやすいと思われた2章3章のあたりにつきましては少し、順番を入れ替えて反映させるなどしております。前回の素案で史跡の概要の章に含まれていたその周辺環境などの内容が今回2章として新たに独立しておりますので、章が一つその分増えております。ここが少し、前回から変わっております。

具体的に追加した部分を見ていきますと、22ページ、交通のところですが、こちらは前回、委員会での指摘を受けまして、23ページの広域図などを足しております。また、次の24ページ25ページには、後からの章で、観光や防災などについて触れますので、こちら社会的環境の要素として、記載を足しております。

それから31ページなどは、もともとの下の地図を新しくして、新たに作成しております。その次が48ページから49、50と白紙になっているページがございしますが、こちらにつきましては、この次の章の本質的価値の章では、この前章までに載っている内容をまとめた形になるようにというご指摘がありましたので、このあたりで東北地方、或いは国内の他の遺跡との関わりや東アジアとの関わりなどが、一般市民の方にもわかりやすいように、概要を記載した上で、次の本質的価値の方につなげるようにしたいと考えております。

その次51ページ。年表の760年、天平宝字4年の記事につきましてはご指摘を受けて確認した結果、この1月雄勝城、桃生柵の造営が終わることにより関係者の位階を進めるという形に修正しております。

次に63ページ、64ページ、A3見開きのものになります。

こちらにつきましては、表の背景に色をつけておりますがこちらの色は次の65ページの図の中の丸の色と、それぞれ①、②、③、黄色、緑、青と同じ色になっております。この65ページの図ですが、前の素案では、数学のベン図のような図を作っていたんですけども、概念図ということで、背景に、以前、仙台市で発行しており

まず郡山遺跡のパンフレットの画像を組み込んでおりました、この①、②、③三つの要素すべてをあわせ持つのが郡山官衙遺跡の本質的価値であるというようなことを表すことができると考えております。また、一旦戻りまして63ページ64ページの①黄色の下段のところに地図を載せておりますが、郡山と多賀城ではその管轄する陸奥国の範囲が異なることですか、現在の県境とは異なるということを示す図があった方がよいというご指摘を受けまして、こちらに地図を二つ、出典が抜けておりますが、こちらの「総括編」（仙台市文化財調査報告書第283集）の今泉先生の図を加工して載せておる図です。

ただこちらの二つの示し方にしますと、718年にも範囲が変わったといったようなことが反映できていないなど問題もあると思いますので、こちらのお示しの仕方についてはご意見を伺えればと思います。

次に83ページ、5章現状と課題ですが、こちらは、83ページのその保存の部分に、調査研究についての記載を少し足したほか、86ページの活用のところだと、一番下に観光や防災について、足しております。

それから90ページ整備の、こちら一番下に防災、防犯についてなどもご指摘を元に足しております。続きまして96ページ、基本方針につきましては、それぞれ色をつけましたほか、内容的には保存管理のところに、調査研究といった視点を足しております。あとは整備の方に、安心、安全といった視点を足しております他、前回ですと防災拠点という言い方をしているところがございましたが、そちらを防災に資する場、といった形で変更しております。

次の97ページですがこちら7章、保存管理の方向性につきましては4つに整理しなおしております。また103ページ、現状変更のところですが、こちらには仙台市が許可を行う、権限移譲を受けている現状変更の内容を載せております。次の104ページには、一般の方向けにフローチャートを足しております。

その次109ページ、8章活用、こちらの方向性につきましては、基本方針や現状課題との整合性について前回ご指摘がございましたので、5つに整理してみました。この次の110ページからが文化庁のものと標準を参考に、学校教育、社会教育、地域や、観光という分け方になっておまして、ちょっと繋がりがわかりづらいかと思っておりますので、どちらの構成に合わせたほうがわかりやすいなどご意見を伺えればと思います。

次の110ページからは活用の方法ということで、具体例の写真を足したほか、史跡としての価値をより前面に出した郡山遺跡ならではの活用という視点についてご指摘がございましたので、そちらを112ページ郡山遺跡の歴史的背景を踏まえた活用という項目として足しております。こちら下の方に（例）として少し挙げてみましたが、ほかにも何か文献等から郡山遺跡で行えそうな行事など、ご意見を頂戴したいと思っております。また、114ページ。こちらには地域の方、特に最近住み始めた方も関わられるような活用という視点について、足しております。

他、115ページのセルフガイドや、117ページの観光・防災といったところも足しております。

次に9章、整備の121ページ、こちらイメージ図ということでまだ空欄になっているんですけども、こちらとあとは62ページにも官衙のイメージ図としておりましたが、これにつきましては今年度、業務委託をして作成し始める予定でしたが、ちょっと業者の方で、すでに他に持っている業務との関係等で、入札不調となっておりますので、来年度早々に改めて入札をして作成できればと考えております。次の122ページからの、整備の方法につきましては、具体例の写真を足したほか、前回のご指摘を受けまして、123ページには、市民協働といった視点を追加したほか、124ページですとライトアップや観光面の記載、図としてVRやARプロジェクトマップなどを足しております。

125ページには、デジタルと現地展示の連動、或いはセルフガイド等の記載を足しております。

次に、10章、運営及び体制整備の128ページ、方法の(5)として、民間事業者との連携を1項目として特出したほか、下の部分に関係図として、図を載せております。次の129ページ11章、実施計画の部分につきましては、整備計画のところには赤い星印がついておりますが、そちらを基準として、実施時期を入れてみております。

前回、全体を通して各章の繋がりや、あとは整合性の整理についてご指摘がありましたので、各章でこう対応しているかのチェックをした上で、抜けがあった箇所は追加などをしておりますが、各項目どおしの出ってくる順番などはまだそろえる段階まではしていませんでしたので、まだ少し整理が必要と考えております。

前回ご指摘の箇所については以上でございます。

**永田委員長** はい、ありがとうございます。それではですね1度、前回前々回で前半と後半と分けて見ているところでは、ありますので、そこはあまり分けなくて、今回の修正案についてお気づきのところをですね、ご感想等も含めてですね、出していただければと思います。いろいろな修正箇所、多岐にわたっているわけですが、一つは今おっしゃったその全体の計画書の各章の内容の項目立てとかの整合性の問題ということがまず一つあるかと思えます。あと個別の指摘も前回たくさん指摘があったかと思うんですけども、例えばやっぱり調査研究というものの位置付けをもう少しきちんとすべきであるとか、というところもございましたし、郡山遺跡の地域の中の活用というところかというと、防犯とか防災に関わるもの、或いは防災拠点というような言い方に関わる、少し慎重に考えた方がいいのではないかという問題があったかというふうに思います。

それから、先ほどのお話の中では、後半の6章以降のところはやはり、計画の具体的な中身というかですね、関わってこようかと思うんですけども、特に活用に関わる記述の仕方であるとか内容の問題ですよ。

郡山遺跡の歴史的背景を踏まえた活用方法についての提案であるとか、そういったところを出していただいて、あとはその整備運営に関してはやっぱり、前回、特に大きな議論になったのは民間事業者との関わりですかね、いかにそれを取り込むかというようなお話も少し積極的に取り入れた方がいいのではないかというようなご意見も出て、それも、その部分も取り入れていただくということになるかと思えます。

ちょっと、そういうような形で、どこからでも構わないかと思えますので、ちょっと気になった点などを確認して、また少し出していただければと思います。いかがでしょうか。

大分本質的なところって言うんでしょうかね、そういう筋になるようなところの議論っていうのは、大分前回出ているかと思って、それを踏まえてどういうふうな形で、この報告書に反映させるかというところを、議論しても今回はいいのかなと思うんですけども。

**三上委員** ちょっと細かいところで一点。26ページから、歴史的環境で最初に各時代の特徴的な遺跡などの紹介があると思うんですけど、29ページにある地図が対応するものだと思うんですね。ちょっと見た目で言うと、29ページ(の地図)を、その隣の27ページに持ってきた方がすっきりするのかなと。

**永田委員長** 26ページに載せられてるようなものが27ページの地図にもあるので、対照できるようにするってことですね。

**三上委員** 現状29ページにある図をせっかくですので、26ページのとなりの27ページに載せて、見開きでわかるように示す形にした方が良くかなと。で、(2)が文化財ですからそれとまた別の項目になってくると思いますので。

**永田委員長** ありがとうございます。確かにその通りかもしれませんね。ご検討いただければと思います。これ、48ページから50ページまでの記述ってのはこれから書かれるということになるかと思えますけれども、先ほどのお話の中で、その次の本質的な価値を導くための、これまでの研究の中で言われてることとか、そんなことをまと

めていくというふうな理解でよろしいでしょう。

事務局

そうですね、こちらの63,64ページなどで、初めて出てくるような単語がないようにということは文化庁のほうからも言われておりましたので、やはりちょっといきなりでてきている単語とかもありましたのでそういったものを、こちらの48ページから50あたりで少し先に概要を説明してそういったもののまとめとして、この63、64ページになるようにしたいと思います。

永田委員長

その63ページ、64ページの地図のことについては先ほど少しご意見を、っていうようなお話もいただきましたけれども、それは具体的には、63ページの左側のところの地図ということですか。

確か、前回、渡部先生のご指摘で最上郡とか置賜郡が入ってる時期の地図も入れて、郡山遺跡っていうのが、現在の宮城県域だけじゃなくて、もう少し広がりを持っているっていう価値付けをした方が良くないか、ということのご指摘を踏まえてのいまの修正かと思うんですけど。（渡部）先生なにかこのへんはいかがでしょう。

渡部委員

多賀城との陸奥国府での、多賀城との違いということで、私、申し上げたんですけども、先ほど718年は、ですから、石城、石背のそのことをおっしゃってたんです。

それでまた変わるんじゃないかという。その辺のところ、郡山特にⅡ期官衙がどこまで、Ⅰ期もそうですけれども、Ⅱ期官衙が変わりますけれども、例えば719年の7月に陸奥按察使が置かれますけれども、当然、陸奥と石城、石背、そして721年ですか。出羽が含まれるようになりますけれども、この辺のところ、細かく見ていくと非常に複雑になりますので、私は陸奥国府でも多賀城と郡山遺跡がどう違うと、そここのところがわかれば、というような感じで申し上げたと思いますけどいかがでございましょうか。

永田委員長

先生は特にこれでいいのではないかという。

渡部委員

特に問題がなければ。

永田委員長

その18年の問題は特に入れる必要はないということですよ。

渡部委員

文献資料も非常に少ないというか。

永田委員長

そうですね。

渡部委員

719年7月の陸奥按察使のところには、陸奥按察使は出てこなくて、それで720年の蝦夷の反乱のところで、いたということがわかるという、そういう非常に文献資料上は、細かくなりすぎますので、ここはちょっとアバウトでいいかなと。

永田委員長

趣旨としては、郡山遺跡の管轄っていうのが、広がりがあるんだよというのが示せれば良いということですね。

渡部委員

あと、最上、置賜、こちらの方に通ずるとい、こちらの調査成果の方にも文章としては、書かれていますけれども、今の県境と違うという、そここのところをぱっとみて、一般の方（が）わかるようであればいいのかなと。多賀城と何が違うって言ったときに、そここのところで、私はいんじゃないかなと、考えましたけれども。ちょうど吉田先生もいらっしゃるので。

永田委員長

吉田先生今のことについては何か、ご意見がありますでしょうか。或いはもうちょっとこういう書き方をした方がいいのではないかと。

吉田委員

そうですね。この石城、石背問題は、なかなかあれですけども。多分、皆さん、同じだと思うんですが、この限られたスペースの中で、全部表すとなるとちょっと大変かと思っておりますので、例えばですけども、註を一行加えまして、石城、石背は何年ぐらいにして逃げるという手はあるような気がしますけれども。図示しようとするのちょっと大変かなとは思いますが、なかなかちょっと難しいかもしれませんが、或いは、註をつけて逃げるぐらいしかないような気はいたしますが、どうでしょうか。

永田委員長

ありがとうございます。石城、石背が分かれていたのも、3年間だけの話ですので、それを無理に反映する必要ないと、私も。三上先生どうですか。

三上委員 私も註っていか下のところは地図の、アスタリスクかなんかで一行加えることで問題ないかと思ひます。

永田委員長 そうですね。そういう方向でご検討いただけるかと思ひます。ほかの所でいかがでしょうか。

現状・課題のページ、83 ページから 86 ページの所、前回の指摘を踏まえて、ある程度手を加えていただいたというお話でしたがちょっとこの辺、具体的にどこを加えたのかでもう少しご説明を頂けませんか。

事務局 保存管理、83 ページですと、この①指定地の課題のウ、調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。或いは②も同じくウ、として同じ文面、③、④も（イ）として同じ文面を追加しております。86 ページ活用ですと、細かく言ひいますと③の教育について、前回ですとアの 1 項目だけだったのが、現状も課題もイ、ウ、エ、とを少し足しております。

教育旅行ですとかと高校大学との関わり、或いは生涯学習について、少し足しております他、一番下の⑤、多様な活用についてと書いてありますが、観光面、アとイですね、あとは防災の視点から（ウ）として足しております。

永田委員長 防災に資する場という言葉も使っていたらいいですね。

事務局 90 ページ整備ですと、一番下の公開活用のための整備として（ス）防災防犯設備について簡単に足しております。あとは、93 ページ運営体制ですと学校や社会教育施設との関係を前回入れておりませんでしたので（イ）として、今現在も行ってはいますがより一層ふやす取り組みが必要であると足しております。

永田委員長 ありがとうございます。今追加して頂いたような内容を、その後の章の中でも同じようにリンクさせるような形で加えて頂いているということになりますかね。

事務局 もともとあったり、加えていたりということですね。

永田委員長 整合性をとっていただいた、ということになるかと思ひます。

松委員 今、学校教育とか防災の面でお話ありましたが、これからしてね、国分寺のガイダンス施設の施設がありますね。

ああいう所が出来た段階で、それでやっぱり興味を持って学校でも積極的に生徒さんたちを連れてくるような教育になっていくと思うんですね。

そういうのをやれば、逆に言うとまた、そのための防災なり火災を予防するための施設と、そういうのに関連づけて考えられるんじゃないかなというふうに思っすけども。

あと、私地元にとってですね、よく理解できないものなんだけど。郡山遺跡の中で第Ⅰ官衙、第Ⅱ官衙があったわけですけども、その第Ⅰ官衙が第Ⅱ官衙に移るときにですね、なぜそうなったのかが、ちょっと地元の人たちが理解できないという、なぜ二つできたの。そして、多賀城に行ったときは、その時代的な、年数の中でどういふ繋がり（なぜ郡山では）駄目と言ったのか、そのへんがわかりやすいと、子供たちが学習するのにもね、すごく便利じゃないかな。というふうに思っすけども。

教育の中ではそういうのが取り上げられるといいのかなというふうに思っすけども。

永田委員長 ありがとうございます。今おっしゃったⅠ期官衙、Ⅱ期官衙、多賀城のことについては研究上の中でも大きな論点になるような話なんですけれども、それを要するに展示であるとか市民の方とか教育に落とし込んでいくというようなことですね。それをどういふふうに市民にわかりやすく、落とし込んでいくと。それは下地になる調査研究の問題でもあるし、それをどうやってこう展示などに反映していくかということも、やっぱりとても重要なことだと思いますし、ある意味この郡山遺跡に関する研究のなんか力量が問われるところでもあろうかと思ひますので、何かこの辺についてはご意見ある方はいらっすやいますでしょうか。

三上委員 これはある遺跡という自治体の話を事例として紹介しますと、その遺跡の価値とかですね、その古代史の中でその地域がどういふふうになっていたかというの

を、簡単な漫画を作ったんですね。

具体例をいうと須賀川市で、先ほど話題にも出たりした、石背国というのはほとんど知られていない。教育の場でも知られていないってことがあったってことでマンガを、石背国っていうのをテーマにした簡単なマンガを作ったんですけども。その際にですね、当然その研究に基づいて、ここで言えば、今おっしゃったようなですね、Ⅰ期からⅡ期、多賀城といった流れがどうしてそうなったのかマンガで示すと。その際に誰に描いてもらうかっていうと、その地域の学校というか専門学校、マンガとかイラストなんかの、そうやっている学生たちをお願いをして、学生たち同士で議論をさせたり或いは文化財課の職員の方も交じって、分担して1ページごとに分担して、人が描いているんですね。だから、1ページごとにタッチが違ったりするんですけども、それを例えば永田委員長とかが監修してですね、歴史的に、「いや、この時代はまだこんな建物なかったよ」とかですねそういったものをやりながら作っている、でそれが一応できたんですね、できて、それが、どういう反響があったか、ちょっとまだ私わかんないんですけども、そういう形で研究をマンガにするにあたって、しかもそのマンガを若い人たちに作ってもらうような、多分仙台だとそういう学生さん多いと思うんで、そういう人たちに呼び掛けて作るっていうのもですね、活用と並行してやっていくとひとつそれが試金石っていうのかなるのかなって。一例ですけども。

**事務局** 三上先生、それ何ページぐらいのもの何でしょう。

**三上委員** 本当に簡単なものです。

**事務局** 5ページとか3ページとか。

**三上委員** 10ページぐらい。

**事務局** ありがとうございます。

**永田委員長** 学校教育の話は、なんていうか、やっぱり8章の活用のところがやっぱり一番と、議論がいろいろ出るかなと。学校教育の中に、学校教育に限らないかもしれないんですけども、学校教育の中に落とし込んでいく形っていう、いろんな形がやっぱりあり得るっていうことですよ。その中の一つの例として、ご紹介していただいたという事かと思えます。

はい、その他、活用の方法のところ、学校教育での問題であるとか、あとは先ほどお話しいただいた郡山遺跡の歴史的背景を踏まえた活用、具体的にいろんなイベントの、構想であるとか、企画であるとか、そういうことについても、原案を出していただいているんですけども、その辺り含めて、8章の活用あたりのところ、気づくところあれば。

**吉田委員** ご発言がなければ私から今の関係でちょっとだけ、ご相談というか、どうしようかなと思ってたことがあるんですが、よろしいでしょうか。

Ⅰ期官衙とⅡ期官衙の絡みなんですけども、今回の計画書ですと、例えば第9章なので、118ページに、カラーになりますけれども、ゆくゆくは史跡を整備していくということで、次の計画書をおつくりになるんだらうとは思うんですけども、例えば、119ページに、119ページの中段あたりにですね、公開活用のための施設整備の方向性ということで、④にですね、基本的には史跡としては、Ⅱ期官衙を整備しますという、方針になってましてこれはもちろん、それが妥当だと思っておるんですが、先ほど議論出たように、やはりⅠ期があってⅡ期があるんだとすると、どういうふうに盛り込むかがちょっと私も、妙案がないんですけども、そのⅠ期を踏まえて、Ⅱ期が整備できると本当は一番いいのかなと思っておるんですが、ただ、ちょっと両方ですね、実現するのはかなり住宅密集地でもあるので、難しいとは思っておるんですけども、何かその辺、上手く書き様があれば、よりいいんじゃないかなと思っておるんですが、いかがなものごさいますでしょうか。

**永田委員長** 整備のⅡ期官衙を中心に整備するというようなことで、原案が出ているわけですけどそれを踏まえつつ、Ⅰ期Ⅱ期という歴史的な重層性があることを、どういうふうに盛り込んでいくかっていうようなことですかね。確かにおっしゃる通りかもしれ

ませんね。ちょっとこれについても、少し、もしお考えや意見がある方がいらっしやれば。

渡部委員

よろしいでしょうか。郡山の場合Ⅰ期官衙とⅡ期官衙が非常に複雑なんですけれども、例えば、場所的には複雑でないんですけどもちょうど、例えば123ページのカラー写真にあります秋田城跡ですけども、これ、政庁のところですね、ちょうどこのところの政庁のところからちょっと手前のところですけども、秋田城の場合も、これ同じ場所ですね1期、2期、3期、4期って、ミニチュアの模型がありまして、三上先生などよくご存知と思うんですけども、そのミニチュアの模型、この写真には載ってないんですけども、非常にミニチュアなので、(秋田城跡が)長期にわたってどう変遷したのかわかりやすいです。場所もそんなに取らないですし、場所取らなくて視覚に訴えるっていうか、ですからちょうどこの手前のところですね、それ、非常にそれこそ雪が降ってもそこは見れるという状況ですのでもいいなと思いました。

それから先ほど三上委員がおっしゃったマンガですけどもそんなに分厚くない割にコンパクトなという、私も非常にいいアイデアと思いましたのは、この計画書にも盛り込まれてますけれども、非常に研究が進展することによって、どう見せるかっていう活用も、10年20年スパンで考えると、変わってくる可能性も、いい方向に変わってくる可能性もあると思われま。

ですから、わりにコンパクトな、そういうわかりやすいものを作っておいて、そして例えば20年後に、20年前はここまでしかわからなかったんですけども、調査研究の結果、これだけわかったよっていうような、そういう見せ方っていうと変ですけども、特に郡山遺跡は文献資料にはその名前が出てこない。でも、立派な遺跡があるということで、ここは考古学が非常に重視される、ですから、その辺のところ、十分盛り込んでということで、ちょっと長くなりましたけれども、51ページの年表ですが、これは先ほどから年表だと、飛鳥時代、奈良時代、平安時代と線を引いてわかりやすいんですけども、これも郡山Ⅱ期官衙がいつから、となった場合は、まだ論争があるんじゃないのかと、勝手に推測しておりますが、そうしますと、694年よりも、またさかのぼってⅡ期官衙の萌芽的なものがあるかどうか、Ⅰ期官衙からなので、奈良時代のところにⅡ期官衙があっただろうと文字も空いておりますけれども、こういうところもうちょっと工夫してみられてもいいんじゃないのかなと思いました。

研究が進展しても、郡山のⅡ期官衙が、この奈良時代よりも、Ⅰ期官衙に近づいていく方向だとするともうちょっとこれやめてもいいかなとは思いました。以上でございます。

永田委員長

事務局

ありがとうございます。事務局の方から何か。(ありますか)

整備にあたって、Ⅰ期官衙も反映した形で、どうしてⅡ期官衙についていうあたりは、私どもも、なかなか、考えなければならぬなと苦慮してるところですが、例えば、地上での復元はⅡ期官衙にしておいて、Ⅰ期の方は例えば、デジタル技術なんか使って、例えばVR等ですね、そこで重ね合わせてⅠ期官衙はこうだったんだよって、現地の遺構標示と合わせて、その変遷を見ることができるとか、或いはパンフレットなんかでそれを補うとかそういったことは考えられるのかなと。

その辺については、具体的にはそこまで書いておりませんが124ページの方にですね、デジタル技術を活用した効果的な案内解説展示を検討するというふうに、示しておりますので、その辺りで検討できるのかなと思っております。

それから三上委員から、マンガを活用したということは大変面白いアイデアだなと思っております。

実は学校教育との関わりということで111ページに高校生、③ですね、高校生を対象としたサポーター養成講座の開催というのを、ちょっとこう書いておるんですけども、高校生に限らず、いわゆる専門学校の方とかですね、そういった学生さんたちを巻き込んで、この郡山遺跡について知っていただいて、それでどうい



PRの仕方ができるのかということ、一緒に考えていく場であればなというふうに考えております。

またこれまでも、小中学生向けにですね、学校教育との連携ということで行っております。

出前授業等で行っておるんですけども、それについても、110ページの①の方ですね、できるだけその郡山遺跡、この時代を学校のその教科書の流れの中に落とし込んでいけるように、そのために現場の先生方と、どういうカリキュラムを組めば、授業の中で取り扱っていけるか、扱いやすいかというところを一緒に検討していく。

これが大事なんだろうなと思います。

多賀城跡等について、あと、ここの北のほうに城柵が移っていくところについては地方政策というところで、中学校の教科書に、地図等で載ってることは載っているんですが、すぼっ、と郡山が抜けておりますので、実はその前の段階で、郡山という地元の遺跡があるんだよっていうところをどう落とし込んでいけるかと。その検討が課題だなと。その点についても、110ページの方で書いております。

**事務局（課長）** 今、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして一番初めに吉田委員の方からもご指摘ありました、119ページにある、公開のための施設整備の方向性の④の表現についても、このままですと、なんかⅠ期官衙がないがしろにされているような感じもしますので、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙のつながりにも配慮するなどしたいと思います。

**永田委員長** おそらく、Ⅰ期官衙はⅠ期官衙なりに、この基本的な性格のところでも、東北古代史の始まりというような、ところを出してくるのはやっぱりⅠ期官衙だというのがですね、価値づけの重要なところでもありますので、そこは、何ていうか重層的に展開してるんだというようなこともちょっと表現を加えていただいた方がいいのかなというふうに思います。

**事務局** 委員長よろしいでしょうか。その点でちょっと押さえておきたいことなんですけども、史跡の指定になるときに、どの範囲を史跡指定しましょうかっていう、検討の時にですね、平成18年とか、そういう（平成）10年代半ばの時は、Ⅰ期官衙の全体的な広さとか、中枢部とその隣接に遺構の配置ぐらいはわかってたんですけど、Ⅱ期官衙程中心に池がある正殿がある、或いは脇殿風の建物列がある。外郭線によって範囲がきちっと決まってるとか、そういうことがまだわからない段階だったものですから、やはり史跡指定するときに、Ⅱ期をメインに考えましょうというふうなベースになっておりました。

ですから、整備っていうのも、基本的にはそれに乗っかってですね、するべきでしょうし、また買い上げもその範囲で進んでるわけですね。土地の買い上げ。ただ、今ご指摘あったように、Ⅰ期の意義っていうのは、現地の遺構標示とか、展示物とかの中で、決して忘れてはならないよっていうような押さえ方で、浮き上がらせていけば、現時点では、妥当な手法なのかなというふうに、当時の史跡指定の経緯から見ると、見えますといたしますか、考えられます。

**永田委員長** わかりました。そういう事情、歴史的経緯ということもあるということですけども、その中で最大限という形で、Ⅰ期についても配慮していくということでもよろしいのかなと思います。吉田先生、どうでしょうか。

**吉田委員** 今の経緯は、重々承知しております、史跡の指定範囲もそのようになっておりますので、おっしゃる通りだと思います。

また余計なことを申してしまい、申し訳ございません。そういう形で少し盛り込んでいただければ、十分かなと思っております。

**永田委員長** まだもう少し、議論を続けたいと思います。

今日ちょっとなんか歴史的な話が少し多くなってる感じがするのですが、やっぱり活用の中での、具体的なその郡山遺跡を利用した、活用の話もちろん入っておりますけれども、事務局の方からも、郡山遺跡を使った授業っていうか、イベントで

あるとか、そういったものについても、いくつか例を挙げていただいているんですけども、こういうもの以外にあり得るのか。ということですね。

また、そういうところとの関わりで市民の協働の話であるとか、民間事業者との関わりであるとか、そういうものについても、前回の意見を修正して盛り込んでいただいているんですけど、この辺についても、いかがでしょうか。菅原委員、何かお気づきのことありますでしょうか。

菅原委員

いろいろとご配慮いただいて、盛り込んでいただいたところ、確認させていただいてます。私もこれに関わってから、この遺跡のことを、身内の子供たちだったりとか、学生に話をしたりするんですが、某番組じゃないんですけど、「何で？ここにやるの？」っていうことはよく尋ねられます。

そこは一番書くのは大変難しいことだと思いますので基本計画方針にそういうこと云々ってことではなくて、学んでいただく視点、あるいは取り込んでいただく視点のときに、どうしてここの地域、東アジアの中のこの地にある、広域的な拠点っていうこと前回お話があったので、そういう意義を学んでもらうって意味でも、わかるんですけど、やっぱりこういうところを見てもらう、何を見てもらいたいのかなというところの、もうちょっと学びのポイントみたいなものを、少し委員が共有していると、落としどころにしっかり道筋ができるのかなという印象を持っています。

というのは官衙はこういう風に構成されていますとか、官衙の歴史はこうですか、そこは十分わかるんですね。

ですが、どうしてここにあることが僕たちにとって何が、すてきなことだとか、興味がある子はすぐ突っ込むと思いますが、ここで「へえ～すごいなあ」というように思ってもらえる、やっぱり視点の整理というものを、せっかくこのようなものを持っているのだというところを、やっぱりある程度、私たちが共有しておくことが大事になって。

何を伝えたいかっていうことをちょっと整理したいな、なんてその言葉を今ちょっと私が今ここで整理して発言できないんですけど。

ちょっとその視点がある程度こう、見せる時のポイントっていうんですかね、見せる時のポイントをもっておくと、この技術の活用とかマンガとかも含めてですけど、よりよい中身に、なるのではというふうに感じております。

今年、私は初詣にせっかくですので薬師堂に行って参りまして、隣の資料館も拝見してきました。

やはり、ガラス板でスライドして自分で動かすと、時代が違って見えるたてつけのようなものがあったりして、電気を入れると、この時代のなんかこう場所が変わったりとか、そんな仕組みでもいいので、第Ⅰ期と第Ⅱ期の差とか何もビジュアル化とかデジタル化する必要は全くないと思いますので、全くとは言わないですけど。それは延長上であっていいと思います。

そういうアナログの方が、子供たちは結構、手で使って自分で組立てたら、動かしたら、時代が変わるんだとかってそういうことも、何ていうか大事かなと思います。

すべてがタッチ式のパネルで済んでしまうっていうのは、できれば避けたいなと思いますね。

それと重複しますが、どうしてここにあることを勉強するんだろうということの整理を少し具体化して盛り込むと良い計画になるのではないかなと思います。

それが見えてくるとですね、高校生の視点、或いは小学生の視点、大学生や専門学校、大学生は研究も含めてですけど、関わる視点が明確になってくると思うんですね。それぞれレイヤーが違うので、あと持ってる技術や知識も違うので、そういうポイントがあると、関わり方の明確性がこうなるといいですか、わかりやすいかなと思います。

渡部委員

ちょっとよろしいでしょうか。

永田委員長 はい、どうぞ。

渡部委員 今回の菅原委員のご発言に絡みまして、59 ページのこの写真ですね。59 ページ。私この写真は、これは昭和 62 年、それから平成 26 年撮影ですけれども、なぜここに城柵がなければいけないのかということ。この写真を見ますと、太平洋の海上交通それから河川交通そして、合流点、これがどちらに流れていくのかということ、確かに、平成 26 年でこれだけ住宅建ったんだよねと、私からでも非常にこれはわかりやすい良い写真だと思いますので、この辺のところで菅原委員、いかがでしょうか。なぜここに城柵、城柵官衙があるかというのが（この写真から読み取れないでしょうか。）前からこの写真、特に昭和 62 年の、これが非常にわかりやすくていいなと思っておりましたのでちょっと感想ですけれども一言述べさせていただきます。以上です。

菅原委員 ちょっと専門性が私も足りないので教えて欲しいんですけど。渡部先生おっしゃってる、例えば地政学的にここがいいんだという理由が一言述べられているとよろしいかなと。

渡部委員 だから、太平洋の海上交通。それから河川さかのぼると、どこ行くかっていうと山形の最上、置賜に非常に近くなるわけですよ。

菅原委員 恐らくそれが理由の一つっていうか、理由ですよ。

渡部委員 ここに文章の方には、きちんとそのことも書かれておりますけれども、非常にこの資料自体が分厚いので、ですから、何かすると、この写真のところに、ちょっとそういうキャプションぽいのをちょっとつけてとか、何かそういう工夫も、特にこの昭和 62 年の写真っていうのは非常に貴重だなと。それからあとどこでしたっけ写真小さいですけども、遺跡から太白山を望む 16 ページの写真ですね。これも写真小さいですけども、非常に遺跡から見るとどうなるのか、ていうような。ちょっとキャプションみたいなのがあると。

菅原委員 その理由を分かると、やっぱり一般の方は、地政学的な意味とか、なんで海上交通が大事だったかってことも、ちょっと理解しにくいと思うんですね。例えば政宗がここにお城を置きましたって理由もあってのことだと思いますので、先生がおっしゃった、こういうことが理由で考えられるって候補地になったんだろうとっていうことが研究成果をもってこの価値があるんだよってことを示していただければ少し、初めての人に対しての普及ということにおいては、少しわかりやすさを追求していただけるといいのかなというふうに思いました。

事務局 よろしいですか。その中身のことで、確認でお伝えするんですけども、I 期官衙の段階っていうのは、出土してくる遺物っていうんですか、土器とかが、関東地方のどちらかという、東部の部分。今の言い方でいうと茨城県とか千葉県の内陸とか、そういうところの特徴を持った土器が出てくるんですね。ということは、やっぱり福島県の石城、とか、そういうところを中継点に使いながら、船で往来して、人とかものとかの物流があるんだろう。

ですので、I 期官衙は傾いて造られてるんですけども、傾いている、東側がちょうど海を正面にしてるような造られ方をしています。

ですから、渡部先生ご指摘の、写真で申し上げますと、ちょうど後ろから海の前面向いたのが I 期官衙の形に落とせる配置になってます。

ところが、II 期官衙になりますと、どちらかという、今の群馬県の南部から埼玉県にかけての土器の特徴を有するものが、出土して参ります。

おそらくこれは、東山道というのは陸路がおそらく開通してですね、物流のルートが、海からその陸側に多少変わったことの反映の可能性があるのかな。

それによって天武朝とか、天武天皇の時代の、日本の中の国家の成立に直接関わってる、或いは間接的にそれを表してるのかな、というような、歴史的な意義を投影できるものかというふうに考えておりましたので、そういうことがうまく伝わるような整備とか展示が必要と思います。

菅原委員 価値として伝わるように、何か、表現を考えると、より何でこんなところにあるん

だろうっていうのが、多分一般の方の普通の質問になってきてしまうので、それに対する答えというか価値を、やっぱり端的に表現したりとか、海の交通から政治が充実してくるにつれて、陸路だ何だって整備されていくことによって政をする向きだとか、正門の向きとかも変わるんだよっていうことでⅡ期はこう変わったとか、それは説明であってもよろしいのかなと思いますね。

ここにある、何でだろうなってみんな思う事、素朴な疑問に対しての分かりやすい解答が、活用の所にあることで、より地域の住民の方もあるいは関係する方、学びに来る人もわかりやすいのかなと思います。非常に説明頂いてよく分かりました。

事務局

我々もそれを伝えられる場であり、ものであり、そういうものを使って伝えていく努力をしていくということだと思います。

菅原委員

多分、訪れてくる人たちの多くが、必ずしも大量の書物を読んでもないで、そこの理由は絶対わからないんです。ほぼほぼ。なので、どういうところを教科書に、さっき教科書に載せたいとおっしゃっていらっしゃったと思いましたが、教科書に、学びに取り込んでいく際にも、ここにある理由の方に、日本の成り立ちでこういうふうな物流とか或いは政治の中で動きが変わってくることにより、候補地となったというようなことが分かったら、なんとかここにもそういうことがあったんだと、落とし込みになるのかなと思いました。

永田委員長

ありがとうございます。大変、基本的だけでも重要なことだと思います。今の何ページでしたっけ。63ページ、64ページのところの本質的な価値っていうところと重なる部分ではあると思うんですけども、そこをやはりベースにしなが、なぜここに郡山遺跡が存在してるのかっていうところですよ。

菅原委員

明確な答えはちょっと難しいと思いますけれども。夢をもてるような、想起できるような導きがあると、学びに繋がるのかなあと思っています。

永田委員長

そこをうまく表現できるような、コンテンツなり、仕掛けなりというものを活用の中に取り込んでいく、ということだと思います。大分時間が押して参りましたけれども、今回の計画書、直接には今日のお話も今回の計画書に書き込むかということで、ございますが、いかがでしょう。

三上委員

活用、やはりこれ重要なのは活用をどうするかっていうのは、この計画書の1番重要なお話だと思うんですけど、読んだ印象だと、選択肢が多すぎるというか、こういうこともできそう、こういうこともできそう、ていうような書き方をされていて、実際に何をやりたいかっていうこと等が明確にちょっと分からないかなという感じがいたしました。

例えば学校教育における活用、これは非常に大事でして、っていうのも、具体的に例えば、この近くの近隣の小学校にはどんな幾つあってですね、ここは幾つあって、そういったところとどうやって連携していくっていうようなプログラムの方法まで書き込んだ方がいいんじゃないかな。とかですね。行事とか、行事的なものもですね、いろんなことを考えられるという中で、どれが一番この中で、どのような形で実現したいのかっていうこととか。

それから、具体的にはボランティアの活用っていうのも、具体的に例えばですね、例えばこういう一団体のようなものが例えばあったとして、そういったところと連携しながら、何かやっていくとかっていうようなものや、デジタル、VRとかも書かれておりますけれども、それを使ってじゃあ具体的に何を、どういうことを表現するのかという。

多分、それは文化庁からそういうことは言われる？どうなんですかね。

あんまり可能性だけをこう書いていくと、本当に一般的なものの中で、埋没してしまうようなものになってしまうので、この遺跡で一番、さっきのこともありますけど、一番見せたいもの、見てもらいたいもの強調したいところが何かっていうことをやっぱり中心においた、そこから何ができるかっていう方が、せつかく遺跡の本質的な価値というのが、基本理念にありますのでそれに基づいて、具体的に、じゃあ何ができるのかというのを、具体的に書き込んだ方がよりいいのではないかと感じまし

た。

永田委員長 ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局

おっしゃる通り、選択肢が盛りだくさんっていう面は、ご指摘当たっているのかなというふうに私も個人的には感じますが、一つこの保存活用計画の大きなねらいとしては、三上委員がおっしゃるように、具体的にこういう方向でこの遺跡を見せたいんだ、だからこういうことをしていくべきだという、かなり具体的なものを示していく必要があるということは、私もそのように思います。

一方で、あまりこう絞りすぎてしまうよりは、可能性として、つまり、今後の整備とも絡んでくることとございますので、可能性の、何ていうか、間口は広げておきたいという思いが一方でございます。

ただ、繰り返しになりますが一方で、ねらいを定めていくということも必要だと思いますので、若干そこは吟味をする必要があるのかなと思います。

例えば、近隣の学校との連携っていうこと。また、学校教育でということをおっしゃっていらっしゃいましたが、一番郡山遺跡に近い小学校は二つ、八本松小学校というところと東長町小学校の2校、それから中学校が1校でございます。具体的に多分、カリキュラムを組んでいくとすればこの学校との連携ということがまずあるかなと。ただ、できれば、我々としては仙台市内の小中学校にも、やはり（郡山遺跡を）取り上げていただきたいなというところもありますので、そこは最初のターゲットは定めなかったということと、あとはやはり、学校全体の年間のカリキュラムに関わることなので、最初から狙い撃ちにしてしまうと、なかなか難しいところがあるので、協議をこれからしていく中で、ということで少し大きな書き方をしているということでもあります。

それから、デジタル技術の面ということについてはですね、なかなかやはりこれも予算が絡んでくることとございますので、あまり具体的に書くと、財政部局から、本当にできるのかと、というような指摘を受けたりしますので、そこは、財政とも今、協議をしてるんですが、そういう技術、デジタル技術を使った手法というものは、書き込んでもいいけれど、あまり特定のものというふうになってくると、逆に、これを読んだ方がそれを必ずやるんだねっていうふうに誤解をされてしまう恐れもあるので、少しぎっくりとした広めの表現を使ってるというところがございます。

いずれにせよ、少し多過ぎるというご指摘は踏まえながら、ただ、こちらの間口を広げたいという思いもありますので、そのバランスをどうしたらいいかというのは少し検討させていただきたいなと思います。

事務局

三上先生のご指摘はごもっともなので、多少の方向性っていうのが、それは必要だと思うんですが、ただ今回やってるのは、保存活用計画という非常に長いスパンのもの。そして、それができ上がった、市内部或いは市外や国に、認められたとなった時に、次のステップとして、もうちょっと期間を絞った整備基本計画っていうのを作らないと、国はお金を出してくれませんので、だから、そういう絞り込みの中で、第1期はここだとか、第2期はこの手法だとかっていうふうな、より具体的なものを出す段階が必ず来る、というふうにご理解を願いたいなというふうに思います。

あと、ちょっと具体的に何をというふうなお話があったので、今回これ初めて出すと思うんですけど120ページご覧になっていただきたいんですけど、ちょっとこれ、今、活用の議論の中で、ちょっとそれを飛ばしてしまったら申し訳ないんですけども、具体的な整備ということで、ここに三つのゾーニングを出しております。それで、特に指定区域を中心としても、基本的には公有化が進んでると。それでも、問題はいろいろあるんですけども、一番上の黄色い囲みのところの中の指定区域は、ほとんど買ってる状態なんですね。若干民有地はまだありますけど。ただ、緑の方になるとそこまでいかない。あと、赤の方になると、あんまり中心部分でもうまく買えてないみたいなのところがあるので、どちらかというとおそらくスタート

する、その次の整備基本計画の中で具体的に何をどこに置きますかっていうのは、おそらくこの黄色の部分の方が、時間的には先行してくるものなんだろうと。そうしますと、Ⅱ期官衙の中心なんで、石組池とか石組溝とか、そういうところで、63, 64 ページに挙げております、二つ目の本質的価値、中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡ということで、一番上の黒ポチですよ。地方支配の展開過程とか、そういうことを具体的に見せられる整備っていうのが、おそらくかなり初めの方に入ってくるものかなと、いうふうに今、考えてるということです。

私ども現地に行って非常に感じるんですが、たまたまなんですけども、あそこにはケヤキの居久根があって、今から 1300 年前の東北の人たちが、奈良、飛鳥に連れて行かれて、お前たちに日本の古代国家は、という言い方はしないでしょけど、こういうことができるんだよというようなことで、向こうの石組池のまわりで、東北地方の人たちの 200 何人が、もてなしを受けるっていうんですかね。そういう場面であり、場があったので、だから、それに今、似せたと言ったらあれですけど、そういう、その石と水と神聖な森みたいな、そういう考え方の整備っていうのもあり得るんじゃないかなと。或いは適してないかなと思うんですけど、そういう具体的な方向に整備の場所とか手法は、目指してそう考えていきたいっていうのは、現段階での整備についての具体的な今言える範囲かなというふうに思っていました。

伊藤委員

前回、欠席したのでわからないんですが、今お話を聞いていて、まず初めに整備というところで、はじめから市民の方々に慣れ親しんでもらおう、活用してもらおう、って視点ではなくて、まずは作って整備をしてっていう形なんですか。それとも整備をして、市民の人に見てもらいたいというふうな形で、整備活用、同時進行でやっていくということですか。

事務局

これはちょっとね、お金のつき方の問題もあるんですけども、基本的には両輪でいかなきゃいけないんじゃないですかね。整備と活用が両方行かないと、地域に根差していかない、というふうに思いますね。

特に陸奥国分寺、まあ、あの範囲での整備でしたけども、整備をやって、活用のためのガイダンス施設を作ってますね、やっと地元の人たちが、こういう場にしたかったのねとか、こういう場があると、年末年始も息子たち帰ってくると一緒に、お参りしながらよれるねとかっていうふうな、逆に安堵感みたいなものをいただきましたので、やはり郡山も、整備だけとか、活用だけじゃなくて、やっぱり両方を視野に入れて計画を作っていくとけないんじゃないかなというふうに思いますけど。

事務局（課長）

補足ですけど、129 ページで表という形でお示ししています。一口に整備或いは活用とは申しますが、細かく見ると細分化できると思います。ご覧になってわかる通り、それぞれできるところからなるだけ早めに手をつけたいということで活用の欄では、実線で示しているようなところは、予算的な措置とか、整備計画の策定を待たずにできるところはやっている、というようなことが書いてあります。

整備のところでも保存のための整備であればそこはもう今からでもできるし、一方で、今お話に出てます公開活用のためのガイダンス施設のようなものは、そこは、まずは整備計画を策定した後の段階になってくるという形で、いろいろできるもの、できないものはあるんですけども、総じて言えば、両輪ですって、できることからというような考えでやっていきたい。

伊藤委員

学校現場の話が先ほどから出てくるので、現場の立場からして、陸奥国分寺がああやって整備されて、高校生の活用っていうか、うちの夫が近くの高校に勤めているんですけど、あそこで毎年、日本史の担当なので、ガイダンスをやって本当に、毎年必ず連れて行って館の学習をしているということでした。やっぱり高校生だと日本史という形で学んで多分わかるんだろうと思うんですけども、先ほどから話を聞いて、まわりの先生がおっしゃるように、難しいだろうなって。これを小学生中学生に活用させるっていうのはどこまでできるかなって、ちょっと指導要領をいろいろぱっと見たときに、やはり扱う時間自体が少ない中で、歴史っていうのも、

伊達政宗すらやっぱり、仙台市で扱う時間がない、ちょっと触れるという程度ぐらい。それをやるためには、伊達政宗をメインにしてこう中央と抱え合わせてやっていくとかっていうのは、教材開発をしないと難しい状況であるということと、ここを、この郡山遺跡を学習させるときに、やっぱり6年生なりの子供に中央が今こういうところで今自分たちが住んでいる、この仙台郡山遺跡はこういう歴史的な意義があるとか、この関わりを6年生の子供たちにわかりやすく教えるような場であり、そういうような活動などを工夫していけば、積極的にこう、学校での活用というのが出来てくるかなというふうに思いました。先日、ちょうど昨日、社会科の全体会というのを行って、その時、地底の森ミュージアムと縄文の森の方々が、ぜひちょっと話しさせてくださいということに来てたんですが、コロナ渦もあり、活用が昨年度20校まで落ち込んだというお話でした。やはりそこでのいろいろなことを、やめて、いろいろ整理して、来る交通費をかけて子供たちを連れていく、丸一日がかりで、この単元のためになってなると、なかなか二の足を踏んでしまいますが、ただそここのところで、なぜここに行くと、どういう価値があるかっていうところが、やはり私も含めいろいろ研究していかなきゃいけないかなというところと、あとその中央とそう。小学校レベルの歴史の中で、どういうふうにやったらこの価値がわかるかっていうところは、すごく難しい。研究も必要ですけども、ここに子供たちからどう教えていくかっていうのはすごく大事な視点かな。そこが理解できれば、子供たちにもここを活用しようと思うし、そこ活用するとこれは大事な遺跡だ、誇れる私たちの郷土の遺跡だ、だから保存しようというふうな、将来的にはそういうふうな育っていくのかなあというふうな感じて、お話聞いていました。

**永田委員長** ありがとうございます。なかなかやっぱり学校との連携を具体的に落とし込んでいくかっていうのは、もうちょっとイメージを膨らましていく必要があるのかもしれないですね。

**菅原委員** 三上先生からご指摘があった、いっぱいあるよねとあった活用計画と、ちょっと伊藤先生からお話を受け、私も感じるの、一般の観光の人の目線、それから子供の質問、あとは大学生がどう見るかみたいなものってそれぞれって全く持ってる知識が違うのと目的も違うので、難しいと思いつながらこれを拝見させていただいたので、やっぱり、いっぱいできるよというふうな見せ方という、私もちょっと印象を受けたんですが、見るべきというか学ぶべきポイントというものを少し、絞り込んで、やんわりでもいいんですけども、学校の小、中、高ぐらいまでだったらこういうポイントで見ていただきたいとかこういうことを見ながら授業していけるといいねとか、一般とか生涯学習とかになるとこういう視点がいいねとか、そのポイントづくりみたいなものを少ししていくことを、ちょっとこう、分けて、ちょっとそこ、もし工夫ができれば、その見せ方だと少し見るべきポイントが絞られてくるので、こういうそれぞれこういうポイントが重要なのね、というようなことが見えていて、それが全体のこの、大事な価値ですね、普遍的な一番大きな価値を根本において、こういうことをそれぞれのターゲットに対してこう持ってるんだよという見せ方をできるのかなと感じました。

それからVRだ何だ、プロジェクションマッピングだっていうのは、1例ぐらいでパッと示しておくぐらいでもいいのかなという。あれはあればあったで人が来ますし、お祭りにもなるんですけど、それをやるのが目的ではなくって、それで学んでもらってさらに面白いと思うのが目的なので、何か学ぶポイントも見えてなければ、ビジュアル映像作っても意味がないので、そのポイントを少しこうカテゴリーずつに絞り込むというのがあるとしても、見やすい活用になるのかなと感じました。

**事務局** ちょっと急に頭が役人の頭が変わっちゃうんですけど、保存活用計画で上げてる事項でなければ、整備基本計画段階で具体的にこれやりますとしてとも、それが保存活用計画に載ってなければ、おそらく国が予算つけてくれないですね。

そういう意味では幅広にちょっと上げていて、その中のどれをチョイスして、整備基本計画段階で絞り込みましたっていうな、ストーリー性だと、前から考えてるこ

とをちゃんと絞り込んで実現したんだねっていうことになるんで、保存活用計画の段階では、さっき申したようにちょっと幅広に挙げたほうが。

菅原委員

それはそれで私は全く同意しています。の中でこういうポイントがあるといいねというところですね。間口を広くっていうのは、同意しています。

事務局

ありがとうございます。その視点を、ポイントを小中学生向け、高校生向け、一般向そういうところをもう少し整理していく必要があると思います。ただその元になるのは、今、先生、どの委員の先生方からもいただいておりますが、この本質的な価値、ここで資料で言うと63、64、これがすべてだと思います。そういう意味ではポイントはもう三つだというふうに我々は絞っております。ですから、これを小中学生に、どの部分をどういう見せ方をしていくか。一般の方には、どういう見せ方をしていくかという、ここからの拾い上げ、或いはポイントの絞り込みなんだろうと思います。そのために活用というところでは、学校では、現場とディスカッションしながら、内容を考えていきます。或いは高校生向けには、講座を開いて一緒に活用、活動していきますというふうな、そういう考え方で整理をしているというふうにご理解いただければと思います。まさにおっしゃる通りです。ここに書いてある63、64、これは難しい内容であります。ただ、噛み砕いて読んでみると例えば先ほどの交通、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙の性質が違ってるっていうことも、③の人とか文化とか技術の交流を示す遺跡だということから考えられるものなので、ここに書いてあることを、どう、表現を変えていくか、ということ、どういうふうな見せ方をしていくかというところを、これからさらに具体化していく中で、考えていく必要があるんだなっていうふうに思っております。

松委員

一点だけよろしいですか。整備活用の方法、123ページに載ってますけども、今現在ですね、説明板なんか、郡山遺跡ありますけれども、どうも役所的なんですよね。かたいです。ですから、一目見てあつと足止められるような。なぜ、この郡山遺跡なのとか、問い掛けるような、こう見せる看板をね、もういつ頃、何年から何年で、飛鳥時代でどうのこうのってね、あれはやっぱり年寄りの方が読む文章で、やっぱこう、人目にポーんと、足をとめるような、設置の仕方ってのはこれからですね、計画を作った段階で、実際にやってるのは、そういうのが一番大事じゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、いつも見てるのは、子供たちは素通りで、大人の興味ある人は読んでますけれども、やっぱり、「え？」ってこう思うようなのが必要なかなと私は地元においていつもそう思うんですよ。

あと、もう一つは今の学校教育の問題ですけど、これは遺跡、遺構のあるところ、小中学校対象でなくて、あくまでもこれは仙台市の教育委員会として、やっぱり子供たちに平等にですね、教える関係でですね、そういう視点に立った教育っていうのが必要じゃないかなっていうふうに思いますけどね。

永田委員長

今の点もまた含めて、実際の整備の段階での課題ということでもあろうかと思しますので。ちょっと3時から休憩を挟まずに、ちょっと押しましたので、今から少しちょっとだけ休憩をさせていただきたいと思います。

休憩

永田委員長

いろいろ委員の先生方にご意見いただきましたが、もう少しだけ計画書の話ですが、事務局の方から、またもう少し追加のお話があると伺っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局

先日、文化庁の方にもみていただきまして、ご指摘いただいたところを少し紹介させて頂きたいと思っております。まずは23ページですが、太白山の位置、先ほどあの写真が16ページに載っているというお話が出ましたけれど、太白山の位置をどこか、地図に落とした方がいいですねという話がありまして、一番広域な地図がこちらの23ページの地図でしたので、こちらに太白山の位置を入れております。

あとは古代の海岸線が分かる地図があれば載せたほうがよいのではないかという話がありまして、こちらは今、図が何か良いものがないか探しているところです。それから104ページ。現状変更のフローチャートを足したところですが、この目指



す範囲、史跡を目指す範囲についての具体的な記述がこのフローチャートにはなかったもので、何かしら入れたほうがいいですねというお話がありましたので、今後少し右端の米印の一つとして目指す範囲の場合は別途協議が必要ですよといったことなど、足したいと思っております。

あとは、これらの他にその委員会の先生方にご意見を伺った方がよいこととして、次の2点ご指摘がありました。

資料を追加でお配りします。

1点目、まずあの郡山遺跡は文献には残らなかったが発掘調査によって明らかになったというような内容を、42ページですとか、94ページで、何ヶ所か記載しておりますが、それについて、その715年、霊亀元年の「国府郭下」という記述ですとか、720年、養老4年の蝦夷反乱といった記述を郡山遺跡と関わりがある可能性があるとして、今後調査を進めていく必要があるよといったことを、例えば48ページから50ページの今、白紙になっている辺りに入れるべきかといったところが1点。2点目としましては、郡山遺跡のその地形的な、なぜここにつくられたのかというお話が先ほども出ましたが、そのなぜこの場所に造られたのかということについて、例えば名取川や広瀬川の徒歩での渡河点といった視点から、48ページから50ページのあたりに、或いは自然環境の方で、16ページの地形のあたりなどを膨らませるなどして入れるべきか、という点についてご意見を伺った方がよいのではないかとご指摘がありました。

**事務局（主査）** ちょっとよろしいですか。ちょっとね非常に私としては辛い部分があるんですが、それは国の、担当がですね、本当に先生方の前で出すのが大変恥ずかしいんですけど、私が以前書いた本の中にそういうことを書いてあるんですよ。それを古代史への問いかけみたいな形で書いてる部分もあったもんですから、指導委員の先生たちには、意見を聞いて、それがどこまで許容できるものなのか、それを取り入れてこちらの計画に入れられるものなのか、検討してみなさいというふうなご指摘かと思えます。私個人が調査を通して感じて書いて考えたことと、公に、教育委員会が書くものとはちょっと性格が違うので、非常に何か私はちょっと難しい部分があるような気がしてるんですけど。という言い訳を、永田先生しておきます。

**永田委員長** 何ヶ所か、こうしたらどうかというようなご指摘あったとのことで、対応できるところは対応したらいいと思うんですけども、ちょっと議論が必要だということについては今の文献との関わりっていう、ところですね。その辺は確かに書くとすると48、49、50（ページ）あたりが一番書きやすいと思うんですけども、具体的な話としての文献に出ているようなものを郡山遺跡に関わるものだというふうな、どれぐらい明確に書くか、まあ書くことのメリットもないわけではないと思うんですけど、そのアピールの材料としてですね。或いは書くとしたらどういう書き方がいいのかというようなところについて、というお話かと思えます。この辺はいかがでしょうかね。

私、そうですね。郡山遺跡の資料というふうな、こう言い切ってしまうのは少しちょっと言いすぎかもしれないと思いつつも、歴史的な背景とか、郡山遺跡ができてくる事情の中に関わる可能性として、こういう文献資料が残されているというようなことぐらいは、書いてもいいのかなというふうには思うのですが、この辺はどうでしょう。特に三上先生とか吉田先生、どうでしょうかね。

**三上委員** 同じく、明確にそのこれは郡山遺跡の記述であるということは、言えないわけで、難しいところですが、ただこの、例えば霊亀元年時点でこういった陸奥の蝦夷からですねこういった申し出が出て、国府を通じてということであれば可能性としては当然考えるわけで。そのあたりの説明をするということでもいいんじゃないかなと思います。

**永田委員長** 吉田先生、何かありますでしょうか。

**吉田委員** そうですね。書きぶりなのかと思うのですが、今、三上先生がおっしゃった通り

で、一対一で対応するかどうかでなると、いろいろ議論が当然出るんだろうと思うんですけども、なんて言いましょうかね、文献資料の、どういったらいいかなっていうのがあるかなと思うんですが、少なくとも施設名称は出てこないのは確かなのかなと、郭下ってのが出てきた、出てくるんでしょうけども、この官衙遺跡、郡山遺跡なるものの固有名詞は少なくとも出ては来てないような気がするので、文献資料に名前が残ってないという、こういう答え方はあるのかなと。ただ、参考となる関連資料があるのは、ご指摘の通りなのでそれは書きようのかなと。説明の仕方で盛り込めるような気がするんですけども、玉虫色な回答ですいません。そんな印象をもちましたけども、いかがでしょうか。

松委員

51 ページのですね、これ年表を見るとですね、和銅 8 年の西暦は 715 年とか、その頃なんですよ。そのあとがまた、養老 4 年となるとですね、まだ 720 年頃で、もう多賀城に一生懸命、動いてる雰囲気始まった頃の年代じゃないかと思うんですね。郡山遺跡が出来たのとちょっとかけ離れているっていう、年号からいうとですね、感じはするんですけども、できたのが 630 年ころですか？

事務局

いやいや、80 年以降だと思います。諸説ありますが。

松委員

第 I 官衙が？

事務局

第 I 官衙はおそらくそれよりも前に。

松委員

やっぱりそれからみると、なんだかちょっとずれてるかなと、今年代だけ見るとね、感じをしたんですけど。あと、やっぱり、郡山遺跡というからには第 I 官衙のことも頭に入れておかないといけないかなと。

渡部委員

私は逆に 51 ページの年表に、霊亀元年も養老 4 年も出てますし、養老 4 年は先ほどの地図の問題とも絡んで、非常に按察使の管轄がどこという厄介な問題もありますのでこのところは、一応時代背景として、おそらくこの按察使これが、先ほどちょっと申し上げましたけれども全国的に按察使が任命された養老 3 年 719 年の 7 月には出てきてないですよ。

ですから、その辺も含めて、ただ実際にはおそらく、どこにいるかっていうと、陸奥国府にいるとすると郡山がⅡ期官衙であると推測はされますけれども、どこまで、そこまで詳しく書くのかと。

それから、なぜ多賀城のほうに国府が、国府の移転記事というのは、きちんと文献に記されるってことは非常に少ないんですよ。三上先生、永田先生、吉田先生。

永田委員長

はい。

渡部委員

ですからその辺も含めて、このところは、実際に郡山遺跡っていうのは先ほどちょっとだけ申し上げましたけれどもあくまでも考古学の成果、このところを最優先して、その上で書いていただければと思います。この文献資料、あることは私も一応認識はしておりますけれども、そうすると、どういう流れが一番、先ほどのところ、流れがよくなるのかっていう。あくまでもここは、推測すればこの記事あたるけれども、としか文献の立場としては、学会ではどういう話してもいいですけども、ここはあくまでも考古学を優先するというので。それに付随してつければですけども、ただこれ、年表には出ておりますので、この年表の範囲で、と私は感じます。

永田委員長

大まかなところとしては、郡山遺跡が文献に明確にでてこないということについては、その認識自体は変える必要はないだろうということですね。その中で、歴史的な背景であるとか関連資料として触れられる範囲で、48 ページから記述の中に、盛り込める範囲で盛り込んだらどうかというようなところで、お考えいただければと思います。はい、この件については、そういうことでよろしいでしょうか。

事務局

立地の記述についてはどうでしょうか。

永田委員長

立地ですね、はい。立地については書き込んでも全く支障がないのではないかと思いますし。

事務局

古代の官道、東山道等の検出はないんですけども、実際古代の人々が徒歩で、或いは小型の船で渡りやすいという、徒歩でだな、やっぱり徒歩で渡りやすいって

うのは、仙台平野の中で、今の仙台南インターがございすけども、あれよりは東であって、かつその名取川と広瀬川を合流するまでの間の幅でしか行き来ができない。また、季節を選べば十分行き来できるというふうな、土地柄っていうんですかね、がありますので、東北の北と南をつなぐ、この仙台平野の中央部の利点というものに着目して、官衙が造られたんだろうぐらいのことを言わしていただけると、立地としては分かりやすくなるかなと。

当然先ほどの地図にありましたように、山形県の内陸部まで、陸奥国で治めてますので、名取川を上って行って、峠を越えて盆地、山形の盆地側にできればですね、治めやすいというのが、そういう立地なのかなというふうに見えるんですけどね。そんな触り方であれば、許容していただけますか。

**永田委員長** よろしいですか。よろしいんじゃないかと思います。ではありがとうございます。保存活用計画に関しまして他に何かございすでしょうか。県の齋藤さんにかお気づきの点についてお願いできますか。

**宮城県文化財課** 宮城県文化財課の齋藤でございます。前回、欠席してしまいましたのは大変申し訳ございません。2点程、皆様のご意見を伺った上での感想というか、そういったところを述べさせてもらいたいと思います。

基本、本日、活用と整備のお話でいろいろご意見頂戴してたな、という印象を受けまして、私の方では、仙台市さんの文章を読んで非常に手堅い文章を書かれてるなと思っておりました。

ただ意見の中でもありましたけども、写真、そのいろんな内容もありましたので、個人的にはですね、写真が少し多いなあっていう印象を持ちました。

遺構表示にしても、デジタルにしてもいろんな写真が掲載されていて、それはこれからの整備をする上での資産には非常に役立つし、参考としては非常に大切なんですけれども、一方でこの仙台郡山らしい整備っていうことを考えてくる。それから整備基本計画作って行く上では、やはり写真の威力って非常に大きいので、創造性とか独創性っていうものにも、少し影響を与えかねないかなと思います。

なので、どういった写真を使うかっていうのは、もう一度ご検討された方がいいのかなっていうのは率直な感想として思ったところでございます。

2点目は整備はやはり活用をどうするかってところと、割と密接に関わってきますので、前のその活用の章で、どういうことをやろうとしてるのか、どういうことを考えているのかってものに対して、どういうものが実際必要なのかっていうそういう関連づけがどうしても必要になってくるかなと思います。

仙台市さんがおっしゃっているように、今後整備を基本計画作るにあたって幅広に記載するってのはその通りでございまして、一方で先生方がおっしゃっているようにその上で多少の濃淡が必要になってくるのかなというふうに理解しております。

その上で、じゃあ濃淡、特に濃い部分については少し整備についても、濃く書いてく、ていうところがあってしかるべきなのかなっていうことを思ったところでございます。

特に学校教育とかで使ってくっていう、ご議論いろいろあったかと思いますが、一番気になったのが便益施設ってところで、トイレとかっていう表、記載がない。学校から、例えばお子さん連れてくるときにトイレがないところってのは、かなりハードルが高いとは思うんですよね。なのでそういった使い方、どう使うのかっていうところに、その整備がリンクしてくるってところがあるので、やはり濃淡がどうしても必要になるかなと感じたところでございます。

内容としては特に違和感等はございませんが、今後そうした整理が必要なのかなっていうところを今日のご議論を聞いておまして、認識したところでございます。長くなります。以上でございます。

**永田委員長** ありがとうございます。事務局としては何かございすでしょうか。

**事務局** 先ほどの委員の先生方のご議論を踏まえてのご指摘ということで、濃淡をつけるというふうなご指摘でございましたので、改めてその辺考えながら検討したいと思

ます。それから、確かに写真のインパクトは大きいと思います。前提としては例示というふうなことで、意識としてはそれにとらわれるというつもりはないんですけども、ただご覧になった方が、こうなるのねというふうにストレートに入ってくるがちなところがありますので、もうちょっとその写真の方も、枚数、それから取り上げる具体例についても、検討は必要かなというふうには思いました。ありがとうございました。

**永田委員長** それではちょっとそろそろ時間が押してきておりますので、もし特にどうしてもということがなければ、今日の議論を踏まえて、また改めて、次の案をまとめていただいて、次の機会にもう1回、議論する余地があるようですので、そこで中間報告に向けてのまとめを進めるという形にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではとりあえず、議事の一つ目を終了させていただきまして、今日のですね、2番目の議題ということで、報告事項になりますけれども、令和4年度の範囲確認調査の概要について事務局からご説明いただきたいと思っております。

**事務局** 令和4年度の発掘調査成果の概要について説明差し上げます。資料については本日お配りしております。令和4年度第3回郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会資料となっております、3ページから15ページが報告の資料となっております。今年度、令和4年度郡山遺跡では、個人住宅に関わる発掘調査が6件、そしてアパートを作るための発掘調査が1件、そして範囲確認調査、史跡整備のための発掘調査を1件、そしてあとはですね、史跡指定地内なんですけれども、その水路を整備するための事前調査1件の計9件の発掘調査を行っております。3ページの上です、その一覧の表を掲載しております、その下にですね、郡山遺跡の地図と調査地点ということで記しております。

あとですね、加えて昨年度の末の調査についても、まだ先生がたに報告していない部分があったので、その一部を含めながら、報告させていただきます。

位置については3ページを照らし合わせながら、次の4ページの資料についてご参照なさって話を聞いていただければなと思っております。

まず、315次316次調査という調査なんです、これは個人住宅に伴って行われた発掘調査です。場所としましては、郡山Ⅱ期官衙、方四町Ⅱ期官衙の東側に位置する場所に当たります。この調査区では、掘立柱建物跡、316次調査区としている方なんです、SB2591という掘立柱建物跡が見つかったというのが大きな成果になります。

この建物の柱筋が真北方向を基準としていることから、Ⅱ期官衙に属する建物であるだろうというふうに考えております。

そして、この調査区のすぐ道路を挟んで南側にですね、昭和54年の一番初めの調査をした調査区があるんですけども、そちらの方でも掘立柱建物が見つかってまして、この地区一帯はその雑舎、中枢部の大きい重要な機能は持ってないんですけどもそういった建物が並んだ地区だろうというふうなことが、想定されます。

また昭和54年調査区というのが、前回、これまでの話に上がっておりますが、火災の痕跡があった建物であります。で、今回その見つかったSB2591という建物自体には火災の痕跡はみつかってないんですけども、その柱を埋めるための土にそういった炭とか焼土とか詰まっていたので、火災の後に建てられた建物だという可能性があるんじゃないかなというふうなことが想定されるものになっております。次が5ページにいただいていただきまして、317、318、321次調査の概要についてです。

こちらも個人住宅が3軒立ち並んで建てているところの発掘調査を行いました。場所としては、遺跡の南西端、一番端っこの方でして、Ⅰ期官衙西辺、一番西側の端の延長ラインのところ当たる調査区になります。調査の結果、平面図の一番西、左側の部分を見て頂きたいのですが、SD2596という溝跡があります。これはま

っすぐ北側に延ばしていくと、今までⅠ期官衙の西辺って言っている場所と、ちょうどまっすぐぶつかる所になっています。また、真ん中の第317次調査区というところには、SA2593という材木列、遮蔽の施設といったものも見つかっています。このSA遮蔽施設と溝跡が直交することからも、このSA2593というのは、何らかⅠ期官衙の区画に関する遺構であろうというふうにみえています。今のところ、Ⅰ期官衙の南端（南辺）ってというのがこの調査区から約72メートルほど離れていまして、なので、Ⅰ期官衙の外側の何らかの区画された施設ってということが想定されるんですけども、周辺での、まだ調査事例ってというのがあまりないので、どういった役割を持っていた区画だったか、ということについては今後検討が必要かなというところになります。また、その一番右側321次調査では、全形は出てないんですけども、形がL、アルファベットのLの形になる竪穴住居が出てきてます。

郡山遺跡内でそういったL字型の住居跡というのは、Ⅱ期官衙の時期に当たるんですけど、正殿の裏の方で、北側の方で、似たようなそういった、L字の形の竪穴住居が出ているってことが見つかっています。ただ主軸が真北を基調としているよりもちょっと傾いていることから、ちょっとその時期については検討しなくちゃいけないなというふうなことが、今のところの課題です。

ただ遮蔽施設っていつているSA2593材木列よりは、新しい時期だろうということはいえます。

また、めくっていただきまして6ページの第320次調査になります。こちらはアパート建設に伴って発掘調査を行ったところになります。こちらについては、方四町Ⅱ期官衙の東側でして、正殿、石組池のちょうど真東の地点に当たります。そして東辺の大溝から約40メートルぐらい、内側に入った地点あたりの調査区になります。この調査区では掘立柱の建物が6棟、そして、竪穴住居が3軒見つかっております。どちらの遺構もですね、建てられた方向から、おそらく官衙に関わる時期の可能性があるだろうという部分があるんですけども、ちょっと改めて、正確に官衙というにはちょっと検討しないといけない部分もあります。

ただ竪穴住居についてはですね、（官衙内で）Ⅱ期官衙の時期の竪穴住居というのはあまり見つかっていないので、ただの人が暮らしたような建物、住居ではなくて、何らかのその作業するような作業場であった可能性が高いというふうに考えられます。

実際の発掘調査でも、1区の方のSI1の方は、床面、生活していた床面の直上、上の方では炭、炭化物がたくさん出たりですね、あと、鉄滓って鉄のくずが各住居から出ていることから、もしかしたら鍛冶とか、そういったことに関連するって作業場であった可能性っていうのも考えられるってところになっております。

次に7ページめくっていただきまして、322次調査です。こちらは、方四町Ⅱ期官衙東辺の大溝上に位置する調査区になっております。SD73というふうに示してまず、南北の線、これが東辺の溝の一部になります。本当、（東辺大溝の）端っこの方が引っかけただけなんですけれども、東辺の溝跡がみつかっておりました。またそのSD2612という、東西方向の溝跡ともみつかっています。で、このSD2612溝跡というのが、実は底の方から一気に埋め戻されている溝跡ということなので、もしかしたらその東辺の大溝と何らかの関係のある、東辺の大溝がつくられる直前まで機能していたか、

もしくはまた、造営に関連してつくられたのが、必要がなくなったので埋め戻された溝跡である可能性があるってのが見つかってきます。

次に、めくっていただきまして、8ページをご覧ください。こちらが郡山第323次調査になるんですけども、調査の位置としては、方四町Ⅱ期官衙の南側に、南方官衙地区というものがあります。そちらの方の調査区になっております。調査の結果、溝跡が2条見つかりました。その中でも、左側のSD476というふうにしてある溝跡なんですけど、これも北側の調査区や南側のこれまでした調査区を、探して追いかけていきますと、110メートル以上に及ぶ、繋がる溝跡であるというふうなこと

がわかります。

これもまた方向がほぼ真北を向いているので、南方官衙地区の何らかの区画溝である可能性が高いというふうに見ております。また SD2613、右側にある溝跡も確認されました。これについても、南側の方の調査区、周辺の調査して図面の方、点線で結んでいるんですが、延長線上にまた同じような大きさの溝跡がどうも見つかりますので、これも何らかの区画溝になる可能性があるかなというふうに見ています。ただ、造営の方向がですね、Ⅰ期、Ⅱ期、どちらともちょっと異なっているので、ちょっとどの時期の遺構かというふうなことについては、検討が必要かなというふうなところがあります。ただ、Ⅱ期官衙と想定している SD476 よりは、少なくとも古いというふうなことが重なり関係から分かっているというふうな成果となっております。

続きまして、9 ページの 324 次調査です。こちらの調査では、竪穴建物跡がこちらでも見つかっております。これも部分的な検出なので全体のどういった建物かというふうなことはわかっていないんですが、調査の位置として方四町Ⅱ期官衙の北部に位置する、またはⅠ期官衙の北辺に位置する建物です。こちらですね、つくられた傾きから考えると、Ⅰ期官衙の傾きに近いので、もしかしたらⅠ期官衙に係る竪穴建物跡である可能性があります。ただこの辺の調査はですねあまり進んでないので、この建物がどういったものであるかについては今後、調査が増えてから検討する必要があるかなというところになっております。

続きまして 10 ページ、325 次調査です。こちらですね、史跡指定地の水路整備に伴う発掘調査にあたります。調査区配置図の黒く太く塗っているところが水路の予定地なんですけれども、Ⅰ期官衙東辺上に位置すると想定された場所になってます。

以前から、この辺はですね、大雨時には冠水が頻発していたので、地域住民の方から、何とか水路を整備してくれないかというふうなこと、お話をいただいております。その実際に水路整備するにあたって、遺跡、史跡に影響を与えない範囲、深さを確認するために、発掘調査をしたものになります。実際にですね、これまでの調査で想定ライン、これまでの調査で東辺の延長線上に調査区をあてたところですね、同じような、SA2005 という材木列跡ですとか、溝跡が見つかりましたということで、これまでの調査成果の正当性を示す調査成果が得られたというものになります。

11 ページ、326 次調査になります。こちら方も方四町Ⅱ期官衙北部に位置する遺跡（調査区）となっております。今回の調査では、柱の穴が 1 基見つかりました。これについては、続きが見つからなかったので、北東側に建物が続いていた可能性があるだろうといった成果となっております。

続きまして、12 ページを見てください。こちらは 6 月に先生方に現地で見いただいた発掘調査になります。そちらの方の調査成果まとまったので報告いたします。こちらは確認範囲確認調査として 319 次調査を行いました。調査区としましては、方四町Ⅱ期官衙の模式図としてます、横長の建物、正殿としているものと南門の間にある横長の東西棟の建物の大きさを確認するというふうなことで、調査区を設定しておりました。調査の結果、東西に並ぶ 2 棟の建物の規模はほぼ同じであるということがわかりました。規模としては東西 7 間、南北 2 間の建物跡でして、どちらも東西長が 18 メートルから 18.5 メートルぐらいの規模の建物が 2 棟並んでいて、またその 2 棟並ぶ建物の間には、同じように 18 メートルぐらいの空間が空いているということが調査の結果わかりました。今、課題としましては、果たして本当にこれが全く何もない空地であったのか、それとも、やはり前殿と南門の空間を仕切るような施設であるのであれば、何らかの簡易的なものが南側にあるだろうというふうな可能性も考えられますので、今後この南側について発掘調査を行っていく、果たして何かあるか、何もないのかということについて確認する必要があるかなというのが課題として出てきています。

また右上の方に 2 区平面図とあるんですが、これについては皆さんに現地で見たい

ただいた調査内容と、ほとんど変わらないんですけども、簡単に説明いたしますと、2区の調査区では、東脇殿のような建物、南北に長い建物っていうものを想定した、していたんですが、調査の結果、東西に長い建物、2棟並んでいるんじゃないかというような可能性が高まってきたという事になります。

また、SB2584としています建物は、底のつく建物になる可能性が高くて、そうなりますと、かなり郡山遺跡の中では格式の高い建物であろうというふうなことが想定されますので、今後ですね、今回の調査の東側について調査を進めていき、この建物が果たしてどのような規模でどのような大きさであったかというようなことを確認するっていうふうなことが、遺跡の性格を理解する上で重要なことというふうなことで理解しております。

13ページめくっていただきますと、今度は陸奥国分寺跡の発掘調査の報告があります。こちらについて調査をやっている場所については、以前説明させていただいたんですけども、これまで陸奥国分寺でわかってなかった北辺を、確定させるため、北辺施設を探すために、遺跡の北部で発掘調査を実施しております。

発掘調査の結果、東西方向の規模の大きい溝跡が1条確認されました。これSD1と言って右側の平面図だと一番北端に当たる部分になるんですけども、こちらがですね、幅が1.6メートルぐらいありまして、深さが60センチで、(遺跡の)その一番南側の方で見ついています、南門の南側にある南辺の溝跡と比較的規模が夫々似ているということから、もしかしたら北辺の可能性もあるんじゃないかなっていうふうなことを今みております。ちなみに、ここが北辺だとすると、東西の規模は溝跡で見るとおよそ252メートルぐらいありまして、南北の規模は大体272メートルぐらいの規模になることになります。ただちょっとこれを北辺とするにはまだ問題点がいくつかありまして、一つとしては、南門から中心建物を結んだ延長線上にあるので、今回の調査区で北門のような門があってもおかしくないだろうというふうなことも想定しておりました。ただそういったものが見つからなかったりすることに加えて、今回見つかった区画溝自体が埋め戻されたりも何もせず、とりあえず開口している状態だったので、人が出入りする(門のような出入口については)もうちょっとずれた場所を想定しないといけないっていう形で、一つ問題点があります。また、今までの調査だと南、東、西それぞれに溝の内側に、土壁、土塀が存在しているんですが、北側についてはそういった土塀に当たるような遺構が今のところ見つけられてませんので、郡山遺跡同様ですね、例えば、陸奥国分寺の地域性ですとか、当時の造営の事情性ですとか、様々な要因があって、規格通りにいかない部分があるんでしょうけれども、そういった可能性を加味しながら今後、発掘調査を進めていきたいなっていうふうなことを考えております。調査の概要については以上です。

続けて、来年度の発掘調査の予定について話させてください。14ページが郡山遺跡の来年度の発掘調査の予定区になります。ほとんどは今の調査成果の方でお話したんですけども、来年度の調査の予定箇所としましては、12ページも比べながら見ていただきたいんですけども、①としておりますのが、今年度の発掘調査で、SB716、SB1490っていうものが見つかった南側のラインの発掘調査をすると、先ほどもお話したように、(2棟の建物の間に)何かしらの門とか遮蔽してるかどうかというふうなことを確認するための調査区として①を想定しています。②についても、12ページの2区平面図の東側の調査を進めるということで、今回検出した建物の大きさとか、そういったものを改めてしっかり確認するというふうな目的で、これらの調査区を設定しているところでした。また15ページの方に、陸奥国分寺跡の来年度の発掘予定箇所を入れております。こちら黄色いところが調査予定箇所なんですけど、ここがですね今年度、北辺の溝跡じゃないかって言ったところの東側延長ラインに当たります。ただこれまでもその27-5とか~~17-1~~28-7とかっていう、発掘調査がされているんですけども、実は今まで開発等によって残っていなかった部分というのがかなりあるということで、細かく細かく入れていって(遺構が)

残っている箇所をとりあえず、徹底的に探そうというふうな目的で、こういった調査を行う予定で考えているところでした。以上になります。

**永田委員長** 郡山遺跡の範囲確認調査と国分寺についてですね、特にいくつかですね、北辺であるとか、郡山遺跡の政庁地域の南の地域の調査のですね、非常に知見があったかと思えます。それでは、今の報告について委員の先生方から何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。確かに、おっしゃっていただいたように（郡山遺跡の）政庁地域の南のところはどうなってるかっていうところが、やはり非常に重要な問題でもありますので、次年度の調査の中で調査していただく部分の精査っていうのが、やっぱり非常に重要になってくるのかなというふうに思いますし、次年度の調査も重要になってくるのかなというふうに思います。特にございませんか。委員の先生方から、よろしいでしょうか。特にないということでございますので今年度の調査についての報告は以上といたします。その他議題を設定しては、特におりませんが、何か委員の先生方からご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これで本日の議事の一切を終了いたします。事務局にお返しいたします。

**事務局** 長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。では、閉会の挨拶を課長の都丸より申し上げます。

**事務局（課長）** 本日は長時間にわたりましてご指導、ご審議いただきまして大変ありがとうございました。

本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、今後中間案としてまとめて参りたいと考えております。

今後のスケジュールですけれども、文化庁のご指導や市の関係部局との調整を経ましたものを、来年度、5月末から6月中旬ぐらいを予定している次回の委員会でご審議いただき、それを修正したものを中間案とさせていただきたいと考えております。その中間案を、その後市民の皆様にご提示しまして、パブリックコメントを実施します。そのコメントの内容を反映させたものを、9月から10月ぐらいを予定している委員会でご審議いただきまして、最終案という形にできればと考えております。来年度中に印刷、製本までいたしまして、新しい保存活用計画の策定をしたいと考えております。保存活用計画の完成まで、まだ先はあるんですけれども引き続き、ご指導方よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

**事務局** 本日は寒波が襲来してる中、足元も悪い中ですね、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。限られた時間での審議でございましたので、お気づきの点、この後あるかもしれませんのでぜひご遠慮なく事務局までお寄せいただければというふうに思います。それでは以上をもちまして第3回、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会を終了いたします。令和5年度も引き続きご指導賜りたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。

以上